

スポーツにおける体罰問題について
～札幌大学運動部員におけるアンケート調査を手がかりに～

札幌大学 東原ゼミ B

○阿部太紀 工藤直輝 高橋泰貴 田中渚小

1、背景

2012年大阪市桜宮高バスケットボール部の男子生徒が顧問の暴力を理由に自殺を図った。女子柔道界においても監督による暴力問題が発覚するなど、体罰に関する問題が大きな話題を読んだ。こうした一連の騒動から2013年4月25日には「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（日本体育協会等）が発表され、同年5月27日には文部科学省の協力者会議で、学校運動部の指導で体罰を防ぐためのガイドラインが作成された。また、桜宮高の体罰事件をきっかけとして、2013年文部科学省による体罰についての実態調査が行われ、体罰の発生件数が上昇していることも分かっている。これは今まで把握できていなかった体罰の現状を積極的に調査した結果として明らかになった問題であるとも言えるが、逆を言えば、これまでは体罰の実態についての把握ができていなかったことの現れでもあろう。そうしたことから、本研究では、札幌大学の運動部員にアンケート調査を行い、体罰における認識の違いなどから浮き彫りとなる問題点を明らかにしながら、体罰を減らしていくための具体的な方法を考えていきたい。

2、体罰の現状

昨年12月に大阪市立桜宮高校であった体罰事件を契機に発生件数における調査が行われ、その実態把握が明らかになった。2012年度に体罰をして懲戒処分を受けた公立小中高校などの教員は、過去最多の2752人に上ることが文部科学省らのまとめで分かっている¹。これは前年度の5・6倍にのぼる。

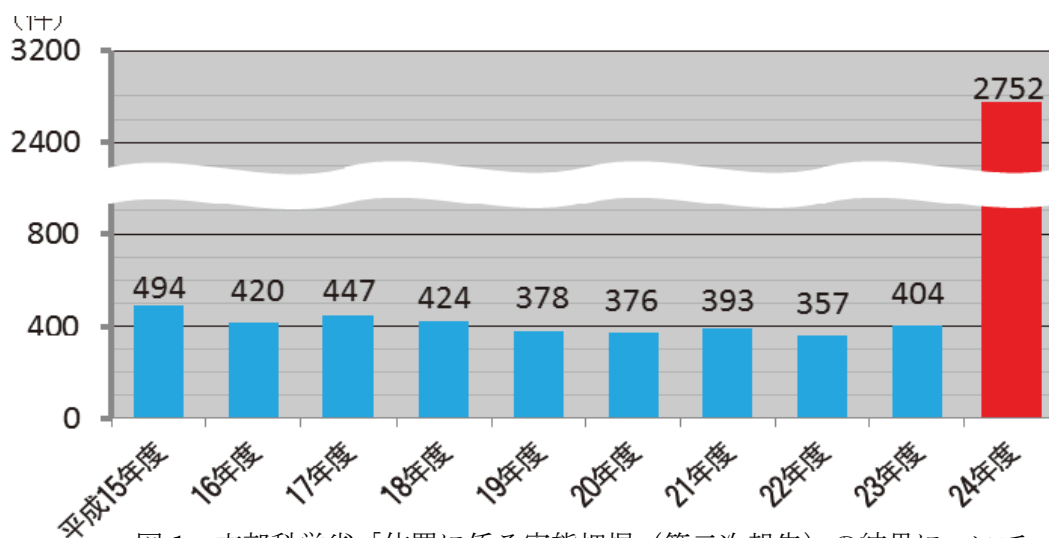


図1 文部科学省「体罰に係る実態把握（第二次報告）の結果について」²

3、体罰について

体罰を行う人の中には、その理由を「指導」だと主張するケースはしばしば見られる。しかし、それが指導の目的以外で行われることになれば、それはただの「暴力」あるいは「傷害」となってしまう。例えば、文部科学省では、体罰を「親、教師、監督などが、悪いことをした子を叩いたり、長時間立たせるなどして、こらしめ、指導すること」と定義している³。その他にも、学校教育法 11 条において「肉体的苦痛を与えるような懲戒」、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」と明記されているが、そこには「体罰を加えることはできない」との規定がある⁴。こうした条文を踏まえて、体罰の問題を考えて見ると、そこに浮かび上がる問題点が浮き彫りになる。それは「指導」などの教育的側面との結びつきから、体罰を巡る立場が「表裏一体」となっている点である。そうしたことから本研究では、体罰が「良い／悪い」といった直接の是非を問うのではなく、「身体的効果はない」という考えと「精神的効果がある」といった、相反する 2 つの価値観を踏まえたうえで「体罰を完全になくすというのは不可能である」という現実な視点に立って、体罰をいかに減らしていけるのかを考えていきたい。

4、体罰の「是非」を巡るむずかしさ

本研究では、体罰がスポーツの競技力（身体的成長、身体能力の）向上に意味はないという立場を取るが、精神面における成長あるいは向上といった側面には何かしらの意味があるのではないかと考える。例えばそれは、サッカー日本代表として活躍する長友祐都選手の中学時代の話しからも読み取ることができる。長友選手は中学時代に道を逸れて、サッカーをやめようと思っていたことがあった。しかし、「先生にビンタ」されたことにより「目が覚め」、またサッカーに取り組むようになったと言う。長友自身も「あの時、殴られてよかった」と言っており⁵、結果的にはプロスポーツ選手になったということを踏まえてみても、これは体罰が精神的成長の契機となった例だと言うこともできる。

5、アンケート調査

まずは上記で述べたような体罰における認識や効果の違いの実態を把握するため、実際に札幌大学運動部 310 人に体罰に対してアンケート調査を実施してみたところ、様々な結果がわかった。まず図 2 のグラフは、中学、高校のうち体罰経験の有無についてのアンケート調査を行った。その結果「はい」が 20%、「いいえ」が 79%と体罰を受けた経験のある人は全体の 2 割程度となった。

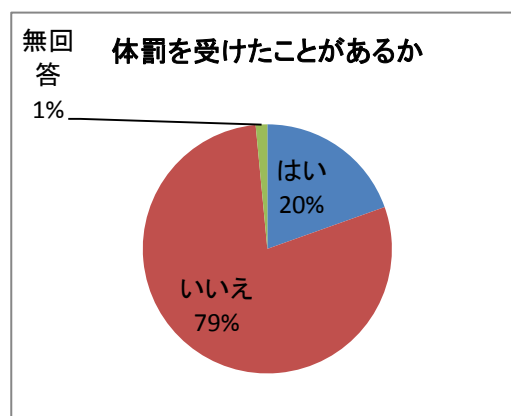


図 2 体罰をうけたことがあるか

次に図3のグラフは「体罰があってもよいか」といった項目でアンケートを行い、その結果、体罰を受けた人は「そう思う」「まあそう思う」がたして84%と高く、受けていない人はたして30%と低い結果になった。

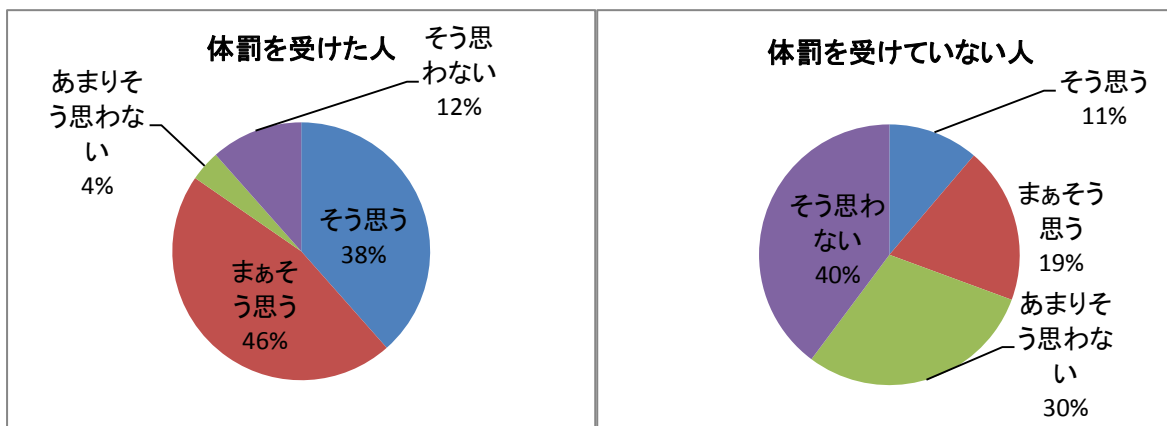


図3 体罰があってもよいか

図4のグラフは「将来自分が体罰を行うか」をアンケート調査した結果である。体罰を使うと答えた人はどちらも5%未満となかったが、体罰を受けた人と受けていない人では「時と場合」と「使わない」のところで大きな差があった。体罰を受けた人では時と場合が57%と使わないが38%となっている。だが体罰を受けていない人では「時と場合」が25%で「使わない」が72%となっている。

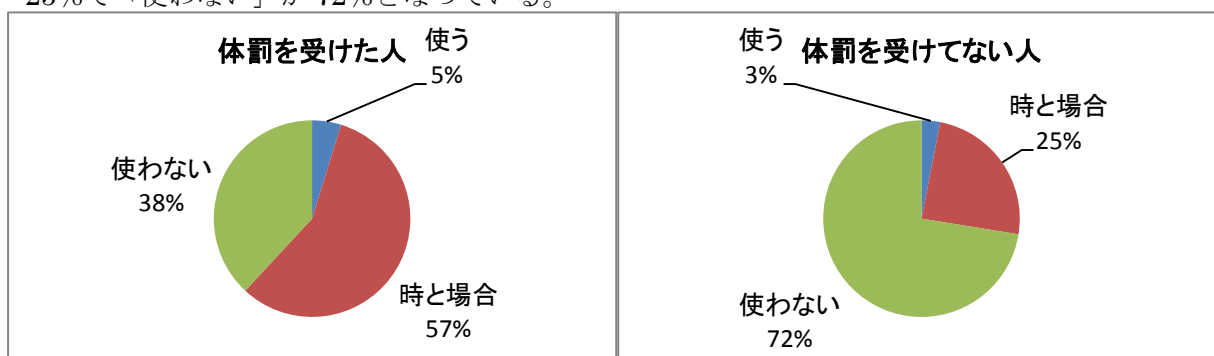


図4 将来体罰を使うか

このアンケート調査から現状わかることは、まず体罰を受けていた人のほうが体罰について肯定的・容認的な傾向が見られる点である。そして体罰を行う可能性が高いのは、体罰を実際に受けていた人に多いことが読み取れる。そうなると、体罰を受けていた人が指導側になった際、スポーツの指導の際に体罰を行ってしまう可能性が高いと考えられるが、こうした体罰の有用性を唱える指導者を減らしていかなければ、体罰は減少していかない。

6、政策提言

○体罰のライセンス制度の導入

本研究では、体罰を減らす政策として「ライセンス制度」を設けることで、最終的に体罰を無くすきっかけになるのではないかと考える。私たちは体罰に対して「否定」の立場

だが、完全に体罰をなくしていけるとは言い切れない。そのため、ライセンス制度を導入することで、指導者に体罰を「特別な行為」と位置づけることにより、取り締まりを行う。その内容としては、ライセンスを持っている人だけが、体罰を行えるというものだが、取得できる人は保健体育教諭、スポーツ指導委員、外部コーチとして競技を指導する者である。資格の取得方法は、例えば文部科学省などの専門機関が実施する座学を受けて、筆記試験に合格するというものである。また、ライセンスの資格取得者の名前を、学校側がHP等で公表することで、運動部において「体罰が行われる可能性がある」ということを事前に周知する。そうすれば、体罰があることを踏まえて入学してくることになる。また、わざわざ体罰が行われるとわかっているチームに選手が行かなくなることで、選手が入部しなくなり指導ができなくなるという事態も予測できる。そうすれば、ライセンス取得者が自然と体罰を使わなくなるという効果も生まれ、その結果、体罰が減っていくのではないだろうか。さらには、体罰の「不要性」を指導者に気づかせることができるのではないかと考える。またライセンス取得者のみが体罰を行える用になった場合、体罰行為をある意味では助長してしまうという可能性もあるため、体罰を行える限度を決める。例えば1年間に行っても良い体罰の回数を決め、行き過ぎた体罰を行った場合にはペナルティーをつけるなど、ライセンスを持っている人に権力が集中しすぎないように、ライセンス取得者を監視する第三機関の設置といった方策も必要であろう。こうした問題は今後の課題としたい。

7、まとめ

体罰問題はまだまだ実態把握されていないものがあると考えられ、今後、体罰をなくしていくためには様々な対策が必要となってくる。提言した「体罰ライセンス制度」を具体的に制定すると、さまざまな問題点も出てくることも予想できる。それは第三機関の設置やライセンスそのものをどう規定していくかなどの問題があるが、まずは「体罰」そのものを「特別な位置づけ」にすることで、スポーツの現場において体罰行為を減らしていけるのではないかと考える。

8、参考文献・引用文献

-
- ¹朝日新聞 (2013年) <http://www.asahi.com/articles/ASF0TKY201312170302.html>
 - ²体罰実態調査 (www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou.../20131202102.pdf)
 - ³文部科学省 (2013年) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm
 - ⁴学校教育法 <http://law.e-gov.go.jp/htldata/S22/S22HO026.html>
 - ⁵長友、ぐれてた時代を明かす (2011年) news.livedoor.com